

久慈市(せり売形式) インターネット公売－落札後の注意事項

権利移転手続き

入札終了後に久慈市が落札者などへメールにて、落札した公売物件の売却区分番号、整理番号、久慈市役所の所在および連絡先などをお知らせします。メール確認後できるだけ早く必要書類を提出してください。

必要な費用

動産	落札価額－公売保証金額
----	-------------

※ご注意

- ・必要な費用は、一括で納付してください。また、買受代金納付期限までに、久慈市が納付を確認できる必要があります。
- ・上記以外に必要な書類の郵送料、物件の配送料、振込み手数料、その他所有権移転などに伴う費用は落札者の負担となります。

提出書類について

動産	<ul style="list-style-type: none">・久慈市から落札者などへ送信したメールをプリントアウトしたもの・住所証明書<ul style="list-style-type: none">-落札者が法人: 商業登記簿抄本-落札者が個人: 住民票など・保管依頼書(保管を希望する場合)・送付依頼書(送付を希望する場合)
----	---

ご注意

- ・上記書類は、買受代金納付期限までに久慈市へ提出してください。

物件の権利移転について

動産	<ul style="list-style-type: none">・直接引き渡し 久慈市の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。引渡場所が久慈市の事務所以外である場合は、久慈市が「売却決定通知書」を交付しますので、引渡場所で保管
----	---

	<p>人に提示し、公売物件を引き取ってください。引渡場所は、物件詳細ページで確認してください。なお、引渡場所に久慈市職員は同行しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅配便などで引き取る <p>※原則として発送は行いません。発送を希望される場合は、落札後メール等にて必ずご連絡ください。</p> <p>※発送の場合、久慈市が買受代金の納付および必要書類の到着を確認した後に、公売物件を発送いたします。送付費用は落札者の負担となります。また、公売物件が美術品などで特別な送付方法を希望する場合は、あらかじめ執行機関に相談してください。</p>
--	---

落札者(落札者が法人の場合は代表者)以外の方が権利移転手続きを行う場合落札者本人(落札者が法人の場合はその代表者)が買受代金の支払いまたは公売物件の引き取りを行えない場合、代理人が買受代金の支払いまたは公売物件の引き取りを行えます。その場合、委任状、落札者本人と代理人双方の印鑑証明および代理人の本人確認書面が必要となります。

ご注意

・落札者が法人で、法人の従業員の方が支払いまたは引き取りを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。

権利移転の時期

買受代金を納付した時点で、その物件の所有権などの権利は落札者に移転します。

重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難および焼失などによる損害の負担は、落札者が負うことになります。
契約不適合責任	久慈市は公売物件について契約不適合責任を負いません。
引き渡し条件	公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況(現況有姿)で引き渡します。

<p>執行機関の引き渡し義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「売却決定通知書」を保管人に提示して引き渡しを受ける場合 久慈市は「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により公売物件の引き渡しを行います。落札者は「売却決定通知書」を保管人に提示して公売物件の引き渡しを受けてください。当該保管人が現実の引き渡しを拒否しても久慈市は現実の引き渡しを行う義務を負いません。 ・公売物件が不動産の場合 久慈市は落札者への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引き渡しの義務を負いません。物件内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引き渡しなどは、すべて落札者自身で行っていただきます。また、隣地との境界確定は、落札者と隣地所有者との間で行っていただきます。
<p>返品、交換</p>	<p>落札された物件はいかなる理由があっても返品、交換できません。</p>
<p>保管費用</p>	<p>買受代金納付期限日に公売物件を引き取らない場合、保管費用がかかることがあります。</p>
<p>落札者(最高価申込者)決定後、公売保証金が返還される場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができません。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。 ・買受代金の納付前に、滞納者などから不服申立てなどがあった場合、公売の手続きは停止します。手続きの停止中は、落札者は買受を辞退できます。辞退した場合、納付された公売保証金は全額返還されます。 <p>※公売保証金の返還には、4週間程度かかることがあります。</p>

落札後の注意事項に関するお問い合わせ先

久慈市総務部税務課収納係

電話：0194-52-2368

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分